

コミュニティなかすじ規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、コミュニティなかすじ（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所を豊岡市土渕 281 番地の1（中筋地区コミュニティセンター）に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、豊岡市地域コミュニティに関する条例（豊岡市条例第38号）によって認定されたコミュニティであり、豊岡市中筋地区内の住民及び各種団体が協力し、文化・スポーツ活動など生涯学習活動の推進を図るとともに、福祉・防犯・防災など地区の課題解決や地域振興に向けた活動を展開し、明るく住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、中筋地区区長会と連携し次の事業を行う。

- (1) 文化・スポーツの振興に関すること。
- (2) 健康の増進、福祉の向上に関すること。
- (3) 防犯・防災活動の推進に関すること。
- (4) 地区の活性化及び振興に関すること。
- (5) その他、地区の課題解決やまちづくりの推進に必要な事項に関すること。

第3章 組織及び役員並びに専門部

(組織)

第5条 本会は、中筋地区住民及び別表に掲げる団体で組織する。

2 本会への新たな団体の参加及び脱退については、評議員会の議決により決する。

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 事務局長(地域マネージャー) | 1名 |
| (4) 部長 | 若干名 |
| (5) 会計監査 | 2名 |

(役員の任務)

第7条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は本会の事務及び会計を処理する。
- (4) 部長は、当該専門部をとりまとめ、事務事業を執行する。
- (5) 会計監査は、本会の会計を監査する。

(役員の選任及び解任)

第8条 本会の役員は、次のとおり選任する。

- (1) 会長、副会長、会計監査及び部長は、中筋区長会が中筋地区住民の中から選考し、評議員会の承認を得て選任する。
- (2) 事務局長（地域マネージャー）は、豊岡市嘱託職員を充てる。
- (3) 会計監査は、本会の他の役員及び評議員を兼ねることはできない。

2 役員の解任は、評議員会の議決により決する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は2年とする。(事務局長を除く。)ただし、再任を妨げない。

- 2 事務局長(地域マネージャー)の任期は、豊岡市の任用期間とする。
- 3 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了または辞任を認められた場合においても、後任者に事務を引き継ぐまでは、その職務を行うものとする。

(専門部)

第10条 本会に、次の専門部を設置する。また、必要に応じ、重要な事項について協議するため、評議員会の議決を得て、特別専門部を設置することができる。

- (1) 人づくり文化部
 - (2) 人づくり体育部
 - (3) まごころ部（福祉）
 - (4) タカの目・助け合い部（防犯・防災）
 - (5) 里づくり部（地域振興）
 - (6) 加陽水辺公園部
- 2 専門部の部員は、中筋地区の区・自治会及び団体等から選出する。また、専門部毎に、部員の互選により副部長1名と広報委員1名を選出する。
 - 3 部員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 本会に、評議員を置く。

- 2 評議員は、別表に掲げる団体の代表者をもって充てる。

(評議員の任期)

- 第 12 条 評議員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 欠員及び団体の代表者の交代により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 会議

(会議)

- 第 13 条 本会の会議は、評議員会、役員会及び専門部会議とする。

(評議員会)

- 第 14 条 評議員会は、本会の最高審議機関とし、評議員によって構成する。

- 2 評議員会は、次の事項を審議し、承認及び議決を行う。
- (1) 事業計画及び予算に関する事項
 - (2) 事業報告及び決算に関する事項
 - (3) 役員の選任及び解任に関する事項
 - (4) 本会の構成団体に関する事項
 - (5) 規約の改廃に関する事項
 - (6) その他、本会の運営に関する事項
- 3 定例評議員会は、会長が毎年 1 回招集する。
- 4 臨時評議員会は、会長が必要と認めたとき、また評議員の 2 分の 1 以上の要求があったとき、会長が招集する。
- 5 評議員会は、評議員の 2 分の 1 以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数により議決する。
- 6 評議員会の議長は、評議員会に出席した評議員の互選により選出する。

(評議員会の議事録)

- 第 15 条 評議員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 評議員の現在数と出席者数
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過概要及び結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録の署名押印は、会長、議長及び評議員会において議長が指名した議事録署名人 2 名が行う。

(役員会)

- 第 16 条 役員会は第 6 条で定める役員（ただし、会計監査を除く。）で構成する。

- 2 役員会は、次の事項を審議する。
- (1) 本会の運営及び事業の執行に関する事項

- (2) 評議員会に付議する事項
 - (3) その他の必要な事項
- 3 役員会は、会長が招集する。
- 4 役員会の議長は、会長が行う。

(専門部会議)

- 第 17 条 専門部会議は、部長及び部員で構成する。
- 2 専門部会議は次の事項を審議し、事業を執行する。
- (1) 当該専門部の事業の企画及び運営に関する事項
 - (2) 当該専門部の事業の執行に関する事項
 - (3) その他の必要な事項
- 3 専門部会議は、部長が招集する。
- 4 専門部会議の議長は、部長が行う。

第 6 章 事務局

(事務局)

- 第 18 条 本会の事務及び会計を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及び事務局員若干名を置く。
- 3 事務局の運営に関する必要な事項は別に定める。

第 7 章 会計

(経費)

- 第 19 条 本会の経費は、交付金・助成金・寄付金・地区活動費及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第 20 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査と報告)

- 第 21 条 会計監査は、本会の会計監査を行い、定例評議員会に報告する。

第 8 章 その他

(規約の変更)

- 第 22 条 この規約は、評議員会において、出席評議員の 3 分の 2 以上の同意を得て変更できる。

(委任)

- 第 23 条 この規約に定めるもののほか、本会の運営について必要な事項は、会長が役員会に諮り、別に定める。

附 則(平成 27 年 7 月 27 日制定)

この規約は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 23 日一部改正)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(役員の任期に関する特例措置)

- 2 本会の初年度の役員については、試行期間中のため、規約第 9 条の規定にかかわらず、その任期を 1 年とする。

(定例評議員会の招集に関する特例措置)

- 3 規約第 14 条第 3 項に規定する定例評議員会の招集に関し、初年度については、平成 28 年 3 月 23 日開催の設立総会(設立評議員会)の招集をもって定例評議員会とみなす。

附 則(平成 29 年 3 月 20 日制定)

(施行期日)

- 1 この規約は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(定例評議員会の招集に関する特例措置)

- 2 規約第 14 条第 3 項に規定する定例評議員会の招集に関し、平成 29 年度については、平成 29 年 3 月 20 日開催の招集をもって定例評議員会とみなす。

附 則(令和 2 年 4 月 26 日一部改正)

- 1 この規約は令和 2 年 4 月 26 日から施行する。

別表（第5条、第11条関係）

番号	構成団体名
1	市谷区（中筋地区区長会）
2	中郷区（中筋地区区長会）
3	引野区（中筋地区区長会）
4	土渕区（中筋地区区長会）
5	沖加陽区（中筋地区区長会）
6	下加陽区（中筋地区区長会）
7	清冷寺区（中筋地区区長会）
8	伏自治会（中筋地区区長会）
9	八社宮区（中筋地区区長会）
10	一般財団法人中保会
11	中筋地区農會長会
12	豊岡市豊岡消防団第9分団
13	大師山自然公園協力会
14	中筋新川土地改良区
15	豊岡防犯協会中筋支部
16	豊岡交通安全協会中筋支部
17	中筋子ども育成会
18	中筋P T A
19	スポーツクラブ 21 とよおか中筋クラブ
20	中筋スポーツ少年団